

**■正誤問題** (過去に出題された選択肢) 20問

防火区画に関する問題です。○×で回答して下さい。

※ 耐火性能検証法、防火区画検証法、階避難安全検証法及び全館避難安全検証法による安全性の確認は行わないものとする。

1. 給水管が共同住宅の各戸の界壁を貫通する場合には、当該管と界壁とのすき間をモルタルその他の不燃材料で埋めなければならない。
2. 主要構造部を準耐火構造とした3階建の事務所においては、階段の部分とその他の部分とを防火区画しなくてもよい。
3. 主要構造部を耐火構造とし、地階に居室を有する建築物は、原則として、昇降機の昇降路の部分とその他の部分とを防火区画しなければならない。
4. 給水管が防火区画の床を貫通する場合には、当該管と防火区画とのすき間をモルタルその他の不燃材料で埋めなければならない。
5. 1階の一部を歯科診療所、その他の部分を事務所の用途に供する3階建の建築物においては、歯科診療所の部分とその他の部分とを防火区画しなければならない。
6. 建築面積が400m<sup>2</sup>の建築物の小屋組が木造である場合には、原則として、けた行間隔12m以内ごとに小屋裏に準耐火構造の隔壁を設けなければならない。
7. 事務所の1階の一部が自動車車庫(床面積40m<sup>2</sup>)である場合、その部分とその他の部分とを防火区画しなければならない。
8. 主要構造部を準耐火構造とした3階建の共同住宅は、原則として、共用の階段等のたて穴の部分とその他の部分とを防火区画しなければならない。
9. 有料老人ホームの用途に供する建築物の防火上主要な間仕切壁は、準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。
10. 耐火建築物及び準耐火建築物以外の事務所で、延べ面積が1,500m<sup>2</sup>のものは、1,000m<sup>2</sup>以内ごとに防火壁で区画しなければならない。
11. ホテルの用途に供する部分の防火上主要な間仕切壁は、防火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。

12. 主要構造部を準耐火構造とした3階建の事務所は、原則として、階段の部分とその他の部分とを防火区画しなければならない。
13. 防火壁に設ける開口部の幅及び高さは、それぞれ2.5m以下としなければならない。
14. 給水管が防火区画の壁を貫通する場合には、当該管と防火区画とのすき間をモルタルその他の不燃材料で埋めなければならない。
15. 患者の収容施設を有しない診療所においては、防火上主要な間仕切壁を準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。
16. 換気設備の風道が防火区画の壁を貫通する場合には、原則として、当該風道の防火区画を貫通する部分又はこれに近接する部分に所定の構造ダンパーを設けなければならない。
17. 建築基準法施行令第115条の2の2第1項第一号の規定に適合する準耐火建築物で延べ面積1,500m<sup>2</sup>の木造3階建共同住宅は、床面積の合計1,000m<sup>2</sup>以内ごとに防火区画しなければならない。
18. 建築面積が250m<sup>2</sup>の共同住宅の小屋組が木造である場合には、原則として、けた行間隔12m以内ごとに小屋裏に準耐火構造の隔壁を設けなければならない。
19. 主要構造部を耐火構造とし、3階に居室を有する建築物の階段の部分とその他の部分との区画に用いる防火戸は、特定防火設備としなければならない。
20. 共同住宅の各戸の界壁は、準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。



## ■正誤問題 解答編

1. 給水管が共同住宅の各戸の界壁を貫通する場合には、当該管と界壁とのすき間をモルタルその他の不燃材料で埋めなければならない。  
1. ○ **令第114条第5項及び令第112条第15項により正しい。**
2. 主要構造部を準耐火構造とした3階建の事務所においては、階段の部分とその他の部分とを防火区画しなくてもよい。  
2. × **令第112条第9項により、3階以上に居室を有する階段の部分とその他の部分とは、防火区画しなければならない。**
3. 主要構造部を耐火構造とし、地階に居室を有する建築物は、原則として、昇降機の昇降路の部分とその他の部分とを防火区画しなければならない。  
3. ○ **令第112条第9項により正しい。**
4. 給水管が防火区画の床を貫通する場合には、当該管と防火区画とのすき間をモルタルその他の不燃材料で埋めなければならない。  
4. ○ **令第112条第15項により正しい。**
5. 1階の一部を歯科診療所、その他の部分を事務所の用途に供する3階建の建築物においては、歯科診療所の部分とその他の部分とを防火区画しなければならない。  
5. × **令第112条第12項及び第13項の異種用途区画が必要かどうかの問題です。事務所も1階を利用する診療所も、法第24条及び法第27条に該当しません。したがって、区画する必要はありません。したがって、記述は誤りです。**
6. 建築面積が400m<sup>2</sup>の建築物の小屋組が木造である場合には、原則として、けた行間隔12m以内ごとに小屋裏に準耐火構造の隔壁を設けなければならない。  
6. ○ **令第114条第3項により正しい。**
7. 事務所の1階の一部が自動車車庫（床面積40m<sup>2</sup>）である場合、その部分とその他の部分とを防火区画しなければならない。  
7. × **用途別区画が必要なのは、建築物の一部に、法第24条に該当する建築物(令第112条第12項)又は法第27条に該当する建築物(令第112条第13項)がある場合です。事務所と1階の自動車車庫は、いずれにも該当しませんので、防火区画の必要はありません。**
8. 主要構造部を準耐火構造とした3階建の共同住宅は、原則として、共用の階段等のたて穴の部分とその他の部分とを防火区画しなければならない。  
8. ○ **令第112条第9項により正しい。**

9. 有料老人ホームの用途に供する建築物の防火上主要な間仕切壁は、準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。

9. ○ **令第 114 条第 2 項により正しい。有料老人ホームは、児童福祉施設等に含まれる(令第 19 条第 1 項)。**

10. 耐火建築物及び準耐火建築物以外の事務所で、延べ面積が 1,500m<sup>2</sup> のものは、1,000m<sup>2</sup> 以内ごとに防火壁で区画しなければならない。

10. ○ **法第 26 条により正しい。**

11. ホテルの用途に供する部分の防火上主要な間仕切壁は、防火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。

11. × **令第 114 条第 2 項により、準耐火構造としなければならないので、防火構造は誤りである。**

12. 主要構造部を準耐火構造とした 3 階建の事務所は、原則として、階段の部分とその他の部分とを防火区画しなければならない。

12. ○ **令第 112 条第 9 項により正しい。**

13. 防火壁に設ける開口部の幅及び高さは、それぞれ 2.5m 以下としなければならない。

13. ○ **令第 113 条第 1 項第四号により正しい。**

14. 給水管が防火区画の壁を貫通する場合には、当該管と防火区画とのすき間をモルタルその他の不燃材料で埋めなければならない。

14. ○ **令第 112 条第 15 項により正しい。**

15. 患者の収容施設を有しない診療所においては、防火上主要な間仕切壁を準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。

15. × **令第 114 条第 2 項 ( ) 書きにより、必要ありません。**

16. 換気設備の風道が防火区画の壁を貫通する場合には、原則として、当該風道の防火区画を貫通する部分又はこれに近接する部分に所定の構造ダンパーを設けなければならない。

16. ○ **令第 112 条第 16 項により正しい。**

17. 建築基準法施行令第 115 条の 2 の 2 第 1 項第一号の規定に適合する準耐火建築物で延べ面積 1,500m<sup>2</sup> の木造 3 階建共同住宅は、床面積の合計 1,000m<sup>2</sup> 以内ごとに防火区画しなければならない。

17. ○ **法第 27 条第 1 項ただし書 令第 112 条第 3 項により正しい。**

18. 建築面積が 250m<sup>2</sup> の共同住宅の小屋組が木造である場合においては、原則として、けた行間隔 12m 以内ごとに小屋裏に準耐火構造の隔壁を設けなければならない。
18. × 令第 114 条第 3 項により、準耐火構造の隔壁を設けなければならないのは、建築面積が 300m<sup>2</sup> を超える場合です。
19. 主要構造部を耐火構造とし、3 階に居室を有する建築物の階段の部分とその他の部分との区画に用いる防火戸は、特定防火設備としなければならない。
19. × 令第 112 条第 9 項により、防火設備でもよいので誤りです。
20. 共同住宅の各戸の界壁は、準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。
20. ○ 令第 114 条第 1 項により正しい。

